

市第92号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
等の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（
昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 項中「（昭和37年法律第 160 号）第14条又は第
45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文」に改める
。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第 2 条 横浜市退職手当条例（昭和24年 8 月横浜市条例第40号）の
一部を次のように改正する。

第11条の 5 第 4 項中「（昭和37年法律第 160 号）第14条第 1 項
又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文」に
改める。

（横浜市市税条例の一部改正）

第 3 条 横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部

を次のように改正する。

第18条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例及び第2条の規定による改正後の横浜市退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の処分に係る取消しの申立てについて適用し、同日前の処分に係る取消しの申立てについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

第 2 条の 3 (第 1 項省略)

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法 （平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文 （昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条 に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

横浜市退職手当条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(退職手当の支払の差止め)

第 11 条の 5 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法 （平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文 （昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条 に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

(第 5 項から第 10 項まで省略)

横浜市市税条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（災害等による期限の延長）

第 18 条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が次のいずれかの理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（~~審査請求~~
~~不服申立て~~に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（第 3 項において「申告等」という。）に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、90 日（特別徴収義務者については、30 日）を限度として、その期限を延長することができる。

（第 1 号から第 4 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）